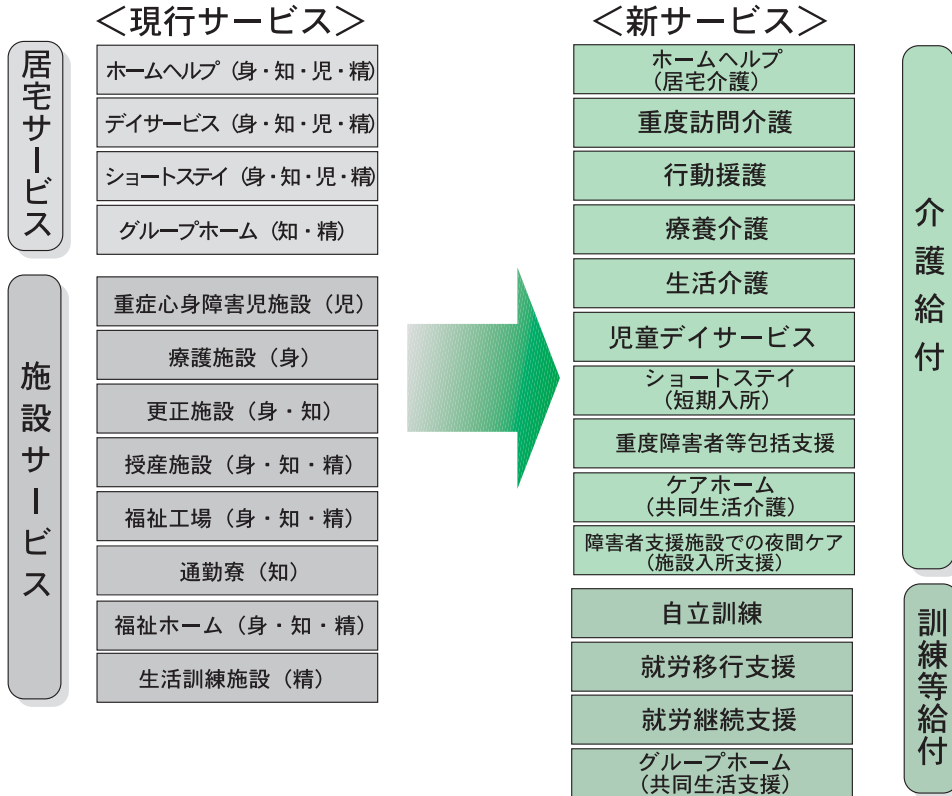


社会福祉課よりシリーズで障害者自立支援法についてお知らせしています。今回は、10月から実施される福祉サービスについてです。

シリーズ2 「福祉サービスの体系はこう変わります」

福祉サービスに係わる自立支援給付の体系



※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター・福祉ホーム等を制度化

問い合わせ先 社会福祉課 ☎ 52 - 1112

乳幼児の健康支援一時預かり保育を実施しています

市では、子育てと就労の両立支援を図るため、保育園等に通園しているお子さんが病気・けがなどの回復期にある場合、一時的に児童をお預かりする事業を行っています。

対象となるお子さんは？

市内に居住し、保護者の勤務等の都合により家庭での保育ができないお子さん（乳児～小学校3年生まで）

対象となる病状は？

入院の必要はないが、安静にする必要があり、まだ保育園等には連れて行けない状態のお子さんで、次のような病状の方

感染、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾病

はしかや水ぼうそう、風疹等の伝染性疾患

喘息などの慢性的な疾病

やけどや外傷性疾患

お預かりする場所は？

下野市小金井4-19-6 キッズプラネット（国分寺中学校南側の下町公園西隣り）☎44-4888

保育時間等は？

月曜日～金曜日（祝祭日は除く）

午前7時30分～午後7時

利用期間は、原則として1回につき7日間までとなります。

利用料は？

1時間当たり100円（ただし、午後6時以降は30分100円となります）

利用方法は？

電話で予約をしてください。提出書類として、利用申請書及びかかりつけの医師等にもらう、診療情報提供書が必要となります。

問い合わせ先 児童福祉課保育係(石橋庁舎内) ☎ 52 - 1114 キッズプラネット ☎ 44 - 4888